

平成30年第11回  
美幌町農業委員会総会議事録

平成30年2月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年2月26日(月) 午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日下	優君	農地部会長	2番	白石	愛君
会長職務代理者	3番	大西	政雄君		4番	根塚	信義君
	5番	中村	寿恵子君		6番	小林	勝義君
	7番	小泉	豊和君	振興副部会長	8番	加藤	安弘君
	10番	寺本	恵二君		11番	日並	一三君
	12番	重清	幸良君		14番	西	学君
	15番	日並	洋君		16番	齋藤	一男君
農地副部会長	17番	東	砂裕理君	振興部会長	18番	千葉	正美君
	19番	松本	訓宜君	会長	20番	鈴木	幸往君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二君	総務担当主査	佐々木	鑑仁君
総務担当	中谷	賢司君	臨時筆生	寺田	裕子君

## 議事日程

平成30年第11回美幌町農業委員会総会  
平成30年2月26日 午後1時30分開会

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 |        | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                             |
| 日程第2 |        | 諸般の報告について  |
| 日程第3 |        | 会期の決定について  |
| 日程第4 |        | 会務報告について   |
| 日程第5 | 報告第20号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について            |
| 日程第6 | 議案第39号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について      |
| 日程第7 | 議案第40号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について |
| 日程第8 | 議案第41号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                             |
| 日程第9 | 議案第42号 | 現況証明願について  |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第11回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号6番小林委員、同じく議席番号7番小泉委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号9番佃委員、同じく議席番号13番木村委員。本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。  (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。  (口頭報告なし)
議長	何かご質問はございませんか。  (「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第20号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの1法人であります。 内容番号16号。網走郡美幌町字福住450番地、株式会社ホワイト農場代表取締役佐藤正明。以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認しておりますので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第20号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第6、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号46号。</p>
総務担当主査	<p>議案第39号をご審議いただく前に内容番号54号並びに議案第40号に係る農地中間管理事業についてご説明をさせて頂きたいと存じます。</p> <p>参考資料の最後のページ20ページをご覧願います。ここでは貸主である土地所有者が農業公社へ農地を貸し出し、借主が決まるまでの一連の流れについて農業委員会がどの時点でどのような関わりを持つかを含めまして記載しております。説明文に①から⑮まで番号を付けてあります。下段に掲載してあります図の中の関係する箇所と同じ番号を付けてありますので、併せてご覧頂きたいと思えます。まずはじめに①農地所有者は農地を公社へ貸し付ける申出書を町に提出します。下の図でいいますと左側のオレンジで記載している「農地所有者(出し手)」の矢印が公社に向かっており①と付いています。この図は簡略化しておりますので、図では直接農地所有者が公社に申し込む形になっておりますが、実際は町を経由して書類が公社に出されます。②から⑦までは町が農地の所在地、賃貸借料、賃貸期間等の情報を公社に提出し、公社は現地確認を踏まえて借入の可否を決定致します。賃貸借の利用集積計画書を作成し、借受者(受け手)を決める農用地配分計画の作成を公社が町に依頼します。⑧農業委員会総会で賃貸借の利用集積計画を決定します。今回の内容番号54号がそれに当たります。総会の翌日、町は集積計画を公告します。この公告をもって法的に集積計画の効力が発生します。⑨町は集積計画の抄本と公告した旨の書面を公社に提出します。⑩借受者(受け手)を決める農用地配分計画(案)を町と農業委員会で作成します。借受者(受け手)を決める方法としては地区説明会を経て斡旋調整する方法があります。なお、⑮でもご説明しますが、中間管理事業の場合、最終的には北海道知事が配分計画を承認し公告するという手続きのため、公社と借受者との間で賃貸借の利用集積計画書を作成することはありません。⑪作成された農用地配分計画(案)について町は農業委員会に意見を求めます。⑫農業委員会総会において配分計画(案)に対する意見を決定します。本総会の議案第40号がこれに当たります。総会で決定した意見を町に提出致します。⑬町は農業委員会の意見を添えて配分計画(案)を公社に提出します。⑭公社は配分計画(案)の承認について北海道に申請をします。⑮北海道は配分計画を承認後公告します。本件の例でいいますと、現時点で4月12日公告を予定しています。公告後、配分計画の通知決定を町に送り賃貸借が始まります。賃貸借料はJAを経由して借主は毎年12月に支払い、貸主には毎年12月に入金されます。また、中間管理事業の場合、貸主も借主も手数料として賃料の1%プラス消費税を公社に支払うことになっています。期間満了後は貸主に土地が戻ってまいります。長くなりましたが、説明は以上でございます。</p>
総務担当	<p>概要のご説明を致します。今月の案件は全9件で内容につきましては所有権移転1件、農業公社からの賃貸借2件、再貸付2件、新規の賃貸借が3件、農地中間管理事業に伴う公社への貸付が1件となっております。</p> <p>内容番号46号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は1月の総会において買入協議を行った案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん。所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆。面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年2月27日、代金の支払期限は平成30年4月13日、利用調整日は平成30年2月14日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>

- 14 番 内容番号46号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は去年、離農した〇〇さんの所有農地を農業公社へ売買するものです。この農地については〇〇の〇〇さんが引き受けることになっておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。  
  
(「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。  
内容番号47号。
- 総務担当主査 内容番号47号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧頂きます。  
本件は昨年12月の総会において農業公社に売買した案件です。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書8ページをご覧頂きます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成34年12月22日までの5年間、利用調整日は平成30年2月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 18 番 内容番号47号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は昨年12月の第9回総会において〇〇の〇〇さんが農業公社へ売買したものです。〇〇さんは家族〇〇人で小麦、甜菜、野菜を作付され意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。  
  
(「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。  
内容番号48号。
- 総務担当主査 内容番号48号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。  
本件は期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成35年2月28日までの5年間、利用調整日は平成30年2月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 8 番 内容番号48号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは家族〇〇人でトマト、きゅうり、ピーマンなどの野菜を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ご異議ありませんか。  
  
(「なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。  
内容番号49号。

総務担当主査 内容番号49号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。  
 本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成35年2月28日までの5年間、利用調整日は平成30年2月15日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号49号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんはアスパラ、小麦、馬鈴薯、ビートを作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。  
 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。  
 内容番号50号。

総務担当 内容番号50号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。  
 本件は昨年12月の総会において農業公社に売買した案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成34年12月22日までの5年間、利用調整日は平成30年2月7日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番 内容番号50号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
 この案件は昨年12月の第9回総会において〇〇さんが農業公社へ売買したものです。〇〇さんは家族3人でキャベツ、人参、ビートを作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。  
 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号50号は適当と認めます。  
 内容番号51号から52号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号51号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。  
 ( 〇〇委員 退席 )

総務担当 内容番号51号から52号について一括ご説明致します。参考資料は8ページと9ページをご覧願います。  
 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成33年2月28日までの3年間。利用調整日は平成30年2月9日でございます。内容番号51号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書8ページをご覧願います。次に内容番号52号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。

す。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号51号と52号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は、昨年離農した〇〇さんの跡地を今回、斡旋調整の結果、〇〇さんと〇〇さんに賃貸することになったものです。〇〇さんは家族〇〇人で、また、〇〇さんは家族〇〇人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号51号から52号は適当と認めます。

( 〇〇委員 入席 )

議 長

内容番号53号から54号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号53号と54号について一括ご説明致します。参考資料は10ページと11ページをご覧願います。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号53号についてご説明致します。本件は新規の賃貸借案件です。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成35年2月28日までの5年間、利用調整日は平成30年2月8日でございます。次に内容番号54号についてご説明致します。本件は先ほどの農地中間管理事業の説明の中の⑧に当たるもので〇〇さんが農業公社に所有地を賃貸する利用集積計画であります。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年2月27日から平成35年2月28日までの5年間、利用調整日は平成30年2月19日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号53号と54号につきましては只今事務局説明のとおりです。

53号につきましては昨年まで〇〇の〇〇さんが借りていましたが、昨年12月に合意解約したため、斡旋調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。〇〇さんは家族〇〇人で畑作三品を作付けされて意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。また、54号につきましては〇〇さんと〇〇さんが借りていましたが、同じく昨年12月に合意解約したため、〇〇さんが中間管理事業による農業公社へ農地を賃貸するものです。以上よろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号53号から54号は適当と認めます。

議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」を議題と致します。



総務担当主査	<p>議案第40号についてご説明致します。本件は先ほどの農地中間管理事業の説明の中の⑩に当たるもので町が作成した農用地利用配分計画（案）について農業委員会が意見を決定するものです。農用地利用配分計画（案）の内容ですが内容番号1号及び2号を一括でご説明致します。</p> <p>貸主は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の種類は賃借権、賃貸借期間は平成30年4月12日から平成35年2月28日までの5年間。賃貸借料は議案記載のとおりで、支払い方法は毎年12月10日までに口座振込により支払います。内容番号1号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。借主は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。続いて内容番号2号でございます。借主は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡となっております。次にこの配分計画（案）に対する農業委員会意見ですが「この度、照会のあった農用地利用配分計画（案）は既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことがなく、当該農用地等に隣接して農業を営んでいる担い手が効率的かつ安定的な農業経営を目指して行ける農用地利用配分計画（案）となっていることから適当であると認める」という内容でございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」は議案記載の農業委員会意見のとおり決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号4号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号4号についてご説明致します。参考資料は14ページから16ページまでをご覧ください。</p> <p>申請人は札幌市の北海道教育委員会教育長柴田達夫さんでございます。土地の所在地は報徳99番1。面積は5,859㎡。農地区分は農業振興地域外にある第1種農地でございます。転用目的は牛舎等3棟建設。計画の概要は牛舎建築697㎡、堆肥舎建築169㎡、バンカーサイロ建築597㎡、道路等4,396㎡でございます。工事期間は許可日から平成32年3月31日まで2年間を予定しており、平成30年度に牛舎建築、平成31年度に堆肥舎、バンカーサイロ建築、道路などの整備を行う計画であります。なお、国や都道府県が道路や農業用施設などのために転用する場合は許可が不要で、今回のような学校施設、あるいは病院、社会福祉施設などの建設のため転用する場合は許可が必要となります。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
5 番	<p>内容番号4号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は北海道立美幌高校敷地内にある牛舎などが建築後50年ほど経過し、老朽化が激しいため移転新築するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると2月13日に私と小林委員で確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。</p> <p>議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認</p>

	めることに決定を致します。
議 長	日程第9、議案第42号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号13号。
総務担当主査	内容番号13号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。 願出人及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、 面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
11 番	内容番号13号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は北中学校正門前の町道の東側にあり、他者の土地と住宅6軒に挟まれた幅 約3m、長さ約60mの南北に長い形です。ここは相当以前から6軒の住宅の生活用道 路として使われており、農地・採草放牧地以外であることを2月8日、大西委員、重清 委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。  (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。 内容番号14号。
総務担当主査	内容番号14号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧願います。 願出人及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地利用状況につ きましては確認委員さんよりお願い致します。
11 番	内容番号14号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は稲美の自衛隊官舎の西側に位置し、住宅地の一角にありかなり以前から隣 接する住宅の駐車場として使用されており、農地・採草放牧地以外であることを2月9 日、大西委員、重清委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。  (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。 議案第42号「現況証明願について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了しました。 これをもちまして、第11回美幌町農業委員会総会を閉会致します。  (ブザー)
議 長	ご苦労様でした。

閉会 午後2時12分